

海上保安大学校における競争的研究費の不正防止計画

令和4年1月19日
海上保安大学校
不正防止計画推進室

改正 令和4年5月25日

「海上保安大学校における競争的研究費に関する不正行為を防止するための基本方針」（令和4年1月12日、競争的資金不正防止委員会策定、以下「基本方針」という。）を踏まえ、「海上保安大学校不正防止推進室運営要領」（平成21年2月6日達第8号）第4条に基づき「不正防止計画」（以下、本計画という。）を策定する。

なお、本計画における用語の意義は、「海上保安大学校における競争的研究費の管理に関する規則」（平成28年3月22日達第7号、以下、「管理規則」という。）その他の関係諸規程に定めるところによる。

不正防止計画

1 機関内の責任体制の明確化及び各担当との連携

(1) 競争的研究費の運営・管理に関わる責任体制の明確化

最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び監事について、職名を当校ホームページ等で公開し、校内外に明示する。又、競争的研究費に係る諸規程（基本方針及び本計画を含む）についても当校ホームページで公開し、当校の管理体制、各部署の責任範囲等について校内外に周知する。

(2) 監事等と連携した適正活動の実施

推進室が主催する会議（以下、推進室会議）には、監事の出席を求め、推進室が行う不正防止の取り組みが、文部科学省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」（平成19年2月15日制定、以下、ガイドラインという。）に合致するものであるか意見を求める。不正防止の取り組みにあつては、監査室とも連携し、不備・欠陥等について討議し、相互確認する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備（不正を起こさせない組織風土の構築等）

(1) 基本方針及び不正防止計画の確認

年度当初に不正防止委員会の開催を要請し、基本方針及び不正防止計画の内容の確認を行い、競争的研究費の管理体制及び責任の範囲等について周知徹底を図る。

(2) コンプライアンス教育及び啓発活動の実施

- ア. コンプライアンス教育は、競争的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを具体的に理解させることを目的として、年度当初及び職員の転入時等の時期に、e-learning等により実施し、実施に際しては、各構成員の理解度を把握し、必要に応じてフォローアップを行う。
- イ. コンプライアンス教育の内容は、内部監査結果等を反映させるとともに、配分組織及び他大学の資料等を参考にする等により、効果的で実効性のある内容とする。
- ウ. コンプライアンス教育は、競争的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員が受講することとし、受講した教職員は、毎年誓約書を提出する。
- エ. 啓発活動は、不正を起こさせない組織風土の形成を目的とし、すべての教職員に対し、四半期に1回、本計画に基づく取組内容の周知や不正使用事例などを紹介するなどの方法により実施する。
- オ. コンプライアンス教育及び啓発活動の実施に際しては、国際海洋政策研究センター（以下「センター」という。）が、必要な事務を行う。

(3) ルールの明確化・統一化

- ア. 競争的研究費に関連する諸規程を当校ホームページで公開し、校内外に周知する。
- イ. 推進室は、各事務担当部局における事務の運用実態を把握し、監事及び監査室長の意見を踏まえ、ルールと運用の実態が乖離していないかを確認、乖離が認められる場合には、事務手続き担当部局に対し是正を指示し又は関係規程の見直しについて検討のうえ、結果を不正防止委員会に報告する。
- ウ. 申請等事務責任者、執行等事務責任者及び会計事務責任者は、自らが担当する相談窓口において、研究者等に対し、ルールに則した手続きの実施を指導する。

(3) 職務権限の明確化

上記(2)アの諸規程の公開することで、競争的研究費の管理・運営に関わる全ての構成員に対し、各事務責任者及び担当者の事務分担範囲とその権限及び責任について周知する。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 本計画は、各事務担当部局及び各講座が主体的に実施し、四半期ごとに、推進室会議において、コンプライアンス教育、啓発活動、モニタリング等の取り組み状況を確認し、実効性等の検証を行うとともに、必要に応じて見直しを検討する。
- (2) 上記(1)の実効性等の検証は、ガイドライン第3節2項目(実施上の留意事項)で例示される下記の一般的不正要因及び幹事や監査室から指摘される意見等を踏まえて行う。

【ガイドライン第3節2項目で例示される一般的不正要因】

- ① ルールと実態との乖離(例外処理の常態化など)
- ② 決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確
- ③ 予算執行の特定の時期への偏り
- ④ 業者に対する未払い問題の発生
- ⑤ 競争的研究費の集中している又は大型の競争的研究費を獲得した研究室
- ⑥ 取引に対するチェックが不十分
- ⑦ 同一研究室の同一業者、同一品目の多頻度取引等
- ⑧ データベース、プログラムコンテンツ等、特殊な役務契約
- ⑨ 検収やモニタリング作業の形骸化
- ⑩ 納品物品の持ち帰り、検収時の納品物品の反復使用
- ⑪ 出張の事実確認の不十分

- (3) 上記(2)のほか、年度末に行われる不正防止委員会での指摘事項等を踏まえ、見直しを検討する。

4 競争的研究費の適正な運営・管理活動

各事務管理責任者は、「海上保安大学校競争的研究費執行管理要領」に基づき、以下の取り組みを実施する。

(1) コンプライアンス推進責任者

コンプライアンス教育の機会を利用し、競争的研究費に係る諸規程の内容、手続き、不正の実例等を研究者に対し計画的な予算執行について周知徹底する。

(2) 執行等事務管理責任者及び会計事務管理責任者

研究者の予算執行において、契約価格の適正、特定業者の偏重発注の有無、旅費使用における用務と研究目的の合致等について、競争的研究費の適切な執行に必要な事項を発議等の決裁手続きに併せて精査し、必要に応じて、予算を執行する研究者等からヒアリングを行う。

(3) 執行等事務管理責任者

- ア. 発注及び納品等、競争的研究費の執行状況を研究者ごとに整理のうえ確認し、記録のうえ関係書類等を適切に保管する。
- イ. 物品の発注又は旅費の請求等の予算執行において、異常や疑問等の問題が発生した場合は、関係する研究者又は取引業者からヒアリングを行うものとする。
- ウ. 研究者が競争的研究費により購入した全ての物品について、検収を行い、納品の状況を記録するとともに、当該記録及び関係書類等を適切に保管する。
- エ. 研究者が競争的研究費で購入した物品のうち、海上保安大学校競争的研究費執行管理要領第4条第4項に基づき、寄付の延期が承認された物品（教務部長達、「競争的研究費により購入した物品の管理に係る暫定運用要領」第3条第2項により、教務部長が寄付の延期を承認した物品を含む）については、寄付延期を示すシールを貼付することで他の物品との区別を明確にする。

5 情報発信・共有化の推進

上記1（1）の諸規程を当校ホームページに公開するほか、コンプライアンス教育及び啓発活動の資料等を学内情報システム上に掲載することで、当校の不正防止の取り組みを校内外に発信する。さらに万一校内で不正が発生した場合には、その原因、経緯、再発防止策等をホームページで公開する。また、各事務担当部局に設置する相談窓口は、当校教職員の事務手続きに関するアドバイスのほか、業者等部外関係者からの問い合わせ等にも積極的に対応することで、校内外に対し取り組みの透明性を担保する。

6 モニタリングの在り方

- (1) モニタリングは、推進室をして、四半期に一度実施し、センターが作業を支援する。
- (2) モニタリングは、上記4（3）ア～エ等の記録等を基に執行状況を確認するほか、必要に応じて、対象となる研究者又は関係業者に対し書類の提出を要請又はヒアリングを行う。
- (3) モニタリングによる確認事項について、例示すると以下のとおり。
 - ア. 契約価格の適正について（見積合わせの適正実施等）
 - イ. 特定業者による偏重契約の有無
 - ウ. 研究物品等及び研究図書を購入・納品の実態
 - エ. 研究物品等及び研究図書の管理状況（検収の実施状況を含む）
 - オ. 役務の契約について、仕様と実態の合致

- カ. 旅費使用について
 - (ア)出張用務と研究目的との合致
 - (イ)旅費の二重支給の有無（出張先からの旅費支給の有無）
 - (ウ)出張の実態（出張の実態と計画との整合について確認）
 - キ. 学会費等、前渡金による執行における履行確認
 - ク. 研究費の各年度における執行計画と実態との乖離
 - ケ. その他競争的研究費の適正な執行に関する事項の確認
- (4)モニタリングの結果改善又は是正が必要と認められる場合には、統括管理責任者が指導する。
- (5)モニタリングの結果は、監事及び監査室と共有し、内部監査及び内部統制の把握等のための参考とする。